

事務補助職員（会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム））採用試験案内 〔愛媛県立新居浜病院〕

令和8年1月14日
愛媛県立新居浜病院

愛媛県立新居浜病院で勤務する事務補助職員採用のための試験を次のとおり行います。

- 受付期間 令和8年1月14日(水)8:30～令和8年1月28日(水)17:15
- 試験日 筆記試験:令和8年2月6日(金)13:30～
面接試験:令和8年2月6日(金)※応募人数によって別日の可能性有
- 試験会場 愛媛県立新居浜病院(新居浜市本郷3丁目1番1号)
- 採用予定日 令和8年4月1日(予定)



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
事務補助職員 (地方公務員法 第22条の2 第1項の会計 年度任用職員)	事務局5人程度 看護部2人程度	愛媛県立新居浜病院	事務補助業務等に従事します。

※ 採用予定人員はフルタイム・パートタイムの合計です。

※ 勤務部署は適性により、割り振ります。

2 受験資格

- (1)平成20年4月1日までに生まれた者
 - (2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- ※ 愛媛県臨時職員(22条)、日々雇用職員で雇用されたことがある方も受験できます。

3 試験の方法等

試験種目	配点	試験の内容
筆記試験	50点	一般社会人としての基礎的能力に関する試験を行います。 (選択式、20分)
面接試験	100点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※ 各試験種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

4 試験の日時、場所

- (1)試験日 筆記試験：令和8年2月6日（金）13時30分～
面接試験：令和8年2月6日（金）※応募人数によって別日となる場合があります。
- (2)試験実施場所 愛媛県立新居浜病院（新居浜市本郷3丁目1番1号）
- (3)その他 集合時刻などの詳細は、令和8年2月4日（水）までにお知らせします。
連絡がない場合は、病院事務局までお問い合わせください。

5 受験申込み方法

次のとおり、郵送又は下記(2)申込方法に記載の申込先までお持ちいただくかのいずれかの方法で申し込んでください。

※ 他の試験区分との併願はできません。

(1)受付期間

令和8年1月14日（水）～令和8年1月28日（水）（必着）

(2)申込方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、履歴書の左上の余白に「事務補助職員（フルタイム又はパートタイム）」と記載のうえ、下記の申込先へ提出してください。なお、パートタイムを希望の方は、勤務日数・時間もご記入ください。（例：週5日×6時間）

申込先：愛媛県立新居浜病院総務課会計係

〒792-0042 新居浜市本郷3丁目1番1号

6 採用

試験合格者は、令和8年4月1日以降に採用されます。

7 採用後の勤務条件

(1)任用期間

1会計年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）内。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。

その後も公募による採用試験を受験可能です。

※ 任用回数、年齢による応募制限はありません。

(2)勤務時間

《フルタイム勤務》

午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分×週5日勤務

《パートタイム勤務》

フルタイム勤務の範囲内で設定

※ 年度途中でのフルタイム・パートタイムの切替え不可。

(3)休日

土曜・日曜・祝日のほか、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

ただし、一部勤務体制が異なる職場があります。

(4)服務

会計年度任用職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。

- ・服務の根本基準（第30条）
- ・服務の宣誓（第31条）
- ・法令等及び職務命令に従う義務（第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（第33条）
- ・秘密を守る義務（第34条）
- ・職務に専念する義務（第35条）
- ・争議行為等の禁止（第37条）
- ・営利企業への従事等の制限（第38条）

(5) 給与等

- ① フルタイム勤務の場合、1年目は月額197,013円（令和8年1月1日現在）の基本給が支給されます。
- ② パートタイム勤務の場合の月額は、勤務時間に応じて割り落とされます。
- ③ 令和9年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります。
- ④ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。
- ⑤ 社会保険（健康保険（地方職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。
- ⑥ フルタイム勤務の場合は、継続勤務期間が12月を超えると、厚生年金保険も地方職員共済組合に加入します。

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

(年収モデル) ※フルタイムの場合

令和8年度(採用初年度)					最大年収				
月額	年額	期末手当	勤勉手当	年収	月額	年額	期末手当	勤勉手当	年収
197,013	2,364,156	323,346	261,878	2,949,380	239,073	2,868,876	603,658	488,909	3,961,438

※ 給与月額、期末手当及び勤勉手当支給率は、改定されることがあります。

※ 標準的な場合を想定した試算額であり、任用期間や勤務状況等により、上記のとおりにならないこともあります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、当院ホームページから試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県立新居浜病院総務課会計係宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

口頭により開示を請求する場合は、本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県立新居浜病院総務課会計係へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉院日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	開示時期	開示場所
受験者本人	試験種目得点、合計得点及び順位 (ただし基準に達しない試験がある場合は、順位に代えて当該試験種目名)	合格発表の日から1月間	愛媛県立新居浜病院

9 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県立新居浜病院総務課会計係へお問い合わせください。〔電話 0897-43-6161(代表)〕

受付期間中の午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。